

令和2年 教育委員会第10回定例会 会議録

日 時 令和2年6月10日(水)

午後3時00分～午後4時09分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 議案第29号 「令和2年度における千代田区立学校の学期及び夏季休業日を特別に定める規則の一部を改正する規則」

第 2 報告

【子ども総務課】

- (1) 令和2年第2回区議会定例会の報告

【指導課】

- (1) 指導課事業の実施予定等について

【九段中等教育学校経営企画室】

- (1) 多子世帯における九段中等教育学校授業料支援について

【文化振興課】

- (1) 図書室の閲覧席及び貸室等の利用再開について

第 3 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
(2) 広報千代田(6月20日号)掲載事項

出席委員(5名)

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員(12名)

子ども部長	清水 章
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
副参事(特命担当) 九段中等教育学校経営企画室長	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏

児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長事務取扱 子ども部参事	小池 正敏
学務課長	小原 佳彦
指導課長	佐藤 友信
統括指導主事	田中 博
文化振興課長	大塚 立志

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	江口 友規
総務係員	橋本 悠

坂田教育長 こんにちは。定刻でございますので、教育委員会定例会を開催いたしますが、開会に先立ちまして、傍聴の方から傍聴申請がございましたので、傍聴を許可いたします。その点ご了承ください。

 それでは、改めまして、令和2年教育委員会第10回の定例会を開会いたします。

 本日の教育委員さんは全員出席でございます。

 署名委員は中川委員にお願いいたします。

中川委員 はい。

坂田教育長 それでは、本日の議事日程、次第を見ていただきたいと思います。議案がございまして、それから報告案件4件ございまして、その他事項ということでございまして。

 本日は、順番を変えさせていただいて、報告事項の4番目、文化振興課さんが本日はお見えでございますので、最初にその報告事項からお伺いをして、その後、議案ということにさせていただきたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

◎日程第2 報告

文化振興課

（1）図書館の閲覧席及び貸室等の利用再開について

坂田教育長 それでは、報告事項の図書館の閲覧席及び貸室等の利用再開についてということでございます。よろしくお願いいたします。

文化振興課長 文化振興課長、大塚でございます。

それでは、お手元配付の資料に基づきまして、図書館の閲覧席及び利用再開についてご報告させていただきます。

区立図書館は6月1日から開館時間を短縮して一部サービスを再開しておりますが、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、6月16日からは閲覧席や貸室等の利用も再開いたします。

開始日は来週6月16日火曜日からといたします。開館時間は、通常の開館時間に戻します。6月1日から6月15日までは開館時間短縮ということで、千代田図書館、日比谷図書文化館につきましては、平日・土曜日は10時から19時、日曜・祝日は10時から17時としております。四番町図書館、昌平、神田まちかど図書館につきましては、平日・土曜日9時から19時、日曜・祝日9時から17時として現在開館しているところがございますが、16日からは繰り返しになりますが、通常時間に戻し、ご覧のように、千代田、日比谷図書文化館につきましては、平日、月曜から金曜は10時から22時、土曜日は10時から19時、日曜・祝日は10時から17時、四番町図書館につきましては、月曜から金曜が9時から20時、土曜日が9時から19時、日曜・祝日が9時から17時、昌平、神田の両まちかど図書館は月曜から日・祝日、終日9時から20時となります。

閲覧席等でございますが、ソーシャルディスタンスを確保するため、閲覧席等の席数を半分以下に縮小し、ご利用者に対しましては、長時間滞在を避けるために2時間以内のご利用をお願いしていくところでございます。

貸室につきましては、利用者に対して感染防止対策を講じるよう依頼、了解の上、貸し出します。マスクの着用、手指の消毒、それから定員の2分の1程度の利用、それから利用者名簿の保管等を依頼していくところでございます。

また、イベント等につきましては、図書展示のほか、おはなし会やイベント等も対策を講じながら、7月以降順次実施してまいりたいと考えております。

図書館における感染防止対策につきましては、消毒液の設置以下、ご覧のような対策を講じて、しっかりと感染防止に努めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

16日から従前の開館時間に戻りますということです。その際には、ソーシャルディスタンス等々、衛生には気をつけながらやりますということでございますが、何かご意見、ご質問等ございましたら。

俣野委員。

俣野委員

閲覧席ということで、貸室の対策なのですけれども、利用者名簿の保管というのは、名簿への記入を利用者全員にお出しいただくという形になるのですか。

文化振興課長

こちら、あくまでも協力要請でございますが、例えば、ご利用者の方から

感染者が出たとか、クラスターが起きる可能性が発生した場合に、保健所等に、そういった経路を明らかにするために情報提供しなければいけない。そういったことをご説明した上で、名簿の提出までは求めませんが、その利用団体、利用代表者の方の責において、きちんと、そういったイベント・会議等に出席した方の氏名とそれから緊急の連絡先は最低限きちんと把握しててくださいと。1か月程度、そういった情報、個人情報保護をしっかりと担保しながら、そういったものもお願いしていこうと考えております。

俣野委員 非常に大事なことだと思いますので、今おっしゃった個人情報だけきちんとしていただいて、ぜひ、継続してやってもらえればと思います。

文化振興課長 はい。承知しました。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

金丸委員。

金丸委員 ようやくこういうふうになったなと思いつつ、ニュースや何かを見ながらふと気がついた点というのは、1つは、空気の入替えがどんなふうに行われるのかなという問題と、あと使った椅子等の消毒みたいなものは、これは、逆に次に使う人に拭いてもらうような、そういう段取りを取られるのかどうか、その辺を教えてください。

坂田教育長 担当課長。

文化振興課長 ただいまのご質問ですが、施設によって、いろいろと構造形態が違いますが、なるべく時間を置いて、定期的に換気、入り口や窓の開閉を行うということが1点。それから、椅子や机等の消毒については、貸室につきましては、いわゆる時間区分で貸しておりますので、その入れ替わりの際に、消毒液等は設置、常に置いておきますので、気になるご利用者の方は、そういった会議やイベントで使う前に部分的な消毒を利用者ご自身にやっていただくこともございますが、図書館のスタッフのほうでも、入れ替え等の節目で消毒の作業はやっていこうというふうに対策を考えております。ただし、閲覧席につきましては、やはり入れ替わり立ち替わり、利用者の方が席を代わりますので、どうしても時間中は入替え制を取らない限り難しいという課題がございます。ですから、朝始まる前と終了後、ここはしっかりとやっておきます。それから、やはりご利用で気になる方は消毒をしてご利用いただけるような消毒等を備えておきますので、現在もそうですが、必ず入館の際に、手指の消毒をして確認をした上で入館いただいておりますので、その点、予防対策は最低限取れているのかなというふうに認識しているところでございます。よろしく申し上げます。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。

中川委員。

中川委員 入館の際の体温の検査はやらないのですね。

文化振興課長 すみません。説明不足でございました。今の委員のご指摘でございますが、触れないで検温ができるタイプ、脈のところに当てて、手を差し伸べていただいて、一応協力を依頼して、検温は入館の際させていただいておりま

す。特に、区立図書館5館で大きなトラブルやクレームは、現在のところは起きておりませんで、スムーズに入館していただいております。

中川委員 確認なのですけれども、この期間、教科書展示があるはずだったのですけれども、これについてはやはり教育研究所だけと考えてよろしいのでしょうか。

坂田教育長 指導課長。

指導課長 教科書の展示会につきましては、図書館で実施できない分、こちらの区役所の中のお昼、土日に開催できないと、どうしても土日しか来られない人の意見を取れないことになってしまいますので、この庁内のお部屋を借りて、そこで土日実施するという形を取りました。あと、研究所のほうでも行います。

中川委員 そうなのですか。では、土日に近所の人は来られるということによろしいのですね。

指導課長 さようでございます。

中川委員 それはそれとしても、ウイークデーに、この期間教科書展示があるはずだということに来てしまう人がいると思うのです。そういう人がいると思いますので、受付で、教育研究所では展示していますというご案内をしていただけるといいのではないかなというふうに思いました。

坂田教育長 指導課長。

指導課長 一応ホームページのほうには今言ったような段取りで行いますということですが、改めてちょっとまた図書館のほうとも相談させていただきながら進めてまいりたいと思います。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

ほかにございますか。

(なし)

坂田教育長 よろしいですかね。

それでは、報告事項を終わります。どうもありがとうございました。

文化振興課長 ありがとうございます。

◎日程第1 議案

子ども総務課

(1) 議案第29号「令和2年度における千代田区立学校の学期及び夏季休業日を特別に定める規則の一部を改正する規則」

坂田教育長 それでは、次第の最初に戻ります。議案です。

議案第29号、「令和2年度における千代田区立学校の学期及び夏季休業日を特別に定める規則の一部を改正する規則」でございます。

中身の説明を、総務課長、お願いいたします。

子ども総務課長 議案第29号、「令和2年度における千代田区立学校の学期及び夏季休業日を特別に定める規則の一部を改正する規則」でございます。

資料のほうをご覧ください。現行の制度を右側、新しい改正後のほうを左側で記載してございます。

まず、規則名のところ、下線部、ご覧ください。夏季休業日を特別に定める規則というものを、休業日を特別に定める規則に変えさせていただきたいというところなんです。こちら、前は夏季休業日を改正するという趣旨で規則改正上程させていただいたのですが、やはり冬季であるとか、期間休業日についても変更していかなければいけないというところもありましたので、規則名自体を変えさせていただきます。

続きまして、第1条の趣旨のところでございます。こちらはその趣旨のところで下線部のところ、夏季休業日を休業日に変更するものでございます。

裏面のほうをご覧ください。第5条のところでございます。千代田区立九段中等教育学校の休業日の規則を改正するというものでございます。

まず、夏季休業日につきましては、現行7月22日から8月26日までであったものを8月1日から8月23日までといたします。冬季休業日については、現行12月25日から1月7日までであったものを12月26日から1月3日までといたします。

続きまして、期間休業日でございます。こちら、2期制を取ってございますので、期間休業日は10月1日から10月5日までございましたが、こちらについては休業日としないというところで、授業を実施するという規則改正の内容でございます。

説明のほうは以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

前回はこの規則、要は、今年度に限って、小中学校の夏休みについてはこの期間にするという時限の規則を定めたところなんです。その時は、九段中等についてはまだはっきりしない、とりわけ都立の高校等の動きを見なければいけないということで、前は含まれていなかったのですが、今般、九段中等のほうの夏季休業日というのも明らかになってきた。併せて冬季の休業日についても、都立高校等の動きを見まして、併せて決めていこうということになりました。そこで夏季だけではなくして、冬季もというようなことでの表記になっております。したがって、時限の規則ではありますけれども、夏季に限定をしない規則、夏休みだけではございませんという趣旨での規則となります。

何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

これ自身に反対というわけではないのですが、仮に第2波が来たりしたときに、ここで確定的に決めてしまっても大丈夫なのだろうか。あるいはそういう状況が生まれたときに、委任、休業期間の短縮をする委任をこの規定の中に入れなくて大丈夫なのだろうかという、ちょっと疑問を持ちました。

坂田教育長 総務課長。

子ども総務課長 そういったところで、第2波、第3波が来たときに休業期間も変えていかなければいけないというふうなところで、都度、一つ一つ丁寧に期間を検討して定めていくというふうなところで、今回は上程させていただきました。

九段中等教育学校については、2期制を取っているというところで、近々期間休業日のところも授業日としたいというところもありましたので、その兼ね合いで冬季休業日のほうも、今、現段階での定めというところで提案させていただいているところです。

坂田教育長 はい。そうですね。事情変更は考えられないことはなくて、むしろあるのかもしれないのですが、この特別法というか、特別規則を常にきちんと議論しながら定めていこうではないかという姿勢でございますので、臨機に、それこそ教育委員さんの合議なくして、事務局サイドで決定できる余地を作ること方法としてはありますが、そうではなくして、特殊な今回の事情ですので、それぞれ合意のもとに進めていこうということらしいです。よろしくお願いたします。

中川委員。 中川委員。

中川委員 そうしますと、確認ですが、この間、九段中等のお休みについて、いろいろ変更を検討しているから、教育委員のほうでどういうふうになるか待機してほしいということをおっしゃったのですが、それはもう、この中に入っていると考えてよろしいですか。

子ども総務課長 おっしゃるとおりでございます。

坂田教育長 はい。そういう規定でございます。ひとつ、よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長 はい。本案は議案でございます。賛否を採らせていただきます。

本規則改正に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。賛成全員でございます。ありがとうございました。

◎日程第2 報告

子ども総務課

(1) 令和2年第2回区議会定例会の報告

指導課

(1) 指導課事業の実施予定等について

九段中等教育学校経営企画室

(1) 多子世帯における九段中等教育学校授業料支援について

坂田教育長 続きまして、また報告事項に戻ります。

子ども総務課から、令和2年第2回区議会定例会の報告でございます。

引き続きよろしくお願いたします。

子ども総務課長 令和2年第2回定例会につきましてご報告させていただきます。

まず、第2回定例会の日程については、その日程表があるかと思いますが、こちらのとおりとなっております。5月25日に告示をし、6月1日のほうで区長招集挨拶があり、昨日、おとといと、代表、一般質問のほうを終了してございます。明日、地域文教委員会が開かれまして、今回の定例会においては、前回、教育委員会でご報告させていただいた補正予算案のほう为上程され、予算特別委員会のほうが開催される予定となっております。後でご覧ください。

続きまして、次におつけしてございますのが区長招集挨拶でございます。今回、区長招集挨拶のほうでは新型コロナウイルス感染症対策を講じるための補正予算関係の挨拶としてまとめられているものでございます。子ども部に関する事項といたしましては、6ページ目をお開きください。6ページ以降に記載されてございまして、臨時休業中の学校・園の対応状況であるとか、生徒・児童の学びの保障や安心して通える環境の整備を行って、可能な限り感染防止対策を努めるとともに、子どもたちの笑顔や歓声がいち早く戻るよう、地域・保護者の方々の協力も得ながら精力的に支援していくというところを盛り込んでございます。

続きまして、次の資料が議会からのほうの発言通告となっております。こちらの質問も新型コロナウイルス感染症対策に関する質問が多くて、子ども部関連、たくさんの質問を頂いております。子ども部関係の質問については黄色い網かけをつけさせていただいております。代表質問では、3党からおのおの質問が出てございます。一般質問のほうでも5人の議員の方々からご質問を頂いている状況でございます。

そちらの具体的内容については、その後のところにおつけしてございます教育委員会関係質問・答弁概要というまとまった冊子がございます。ボリュームがもうございます。お目通しいただければと存じます。質問ですが、生徒・児童が安心して通える環境整備についてですとか、オンライン学習、GIGAスクール構想、また、さらなる給付が必要でないとか、就学援助の拡大、給食や子ども食堂への助成などについて質問が出てございまして、それに対しての答弁となっております。

簡単ではございますが、私のほうからの説明は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

現在は定例会最中でございますけれども、週明けからはコロナ関連の補正予算の審議を行うというようなことになっております。

何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(なし)

坂田教育長

それでは、また後ほどお目通しいただいて、何かございましたら事務局のほうへお問い合わせいただきたいと思います。

それでは、報告事項、続けてまいります。

指導課から指導課事業の実施予定等についてでございます。

指導課長。

指導課長

それでは、資料に基づきまして、指導課事業の実施予定等につきましてご報告をさせていただきます。

一般の新型コロナウイルスの感染症の影響を受けまして、様々な行事、宿泊等を延期、中止を決定した部分につきまして、表面に小学校、そして中学校・中等教育学校、裏面のほうには幼稚園や学校・園共通行事、そしてその他の学力調査等のことについて記載をしたところでございます。

小学校でございますが、やはり集まって大会を開くもの、もしくは宿泊をして移動するものにつきましては中止という決定をしたところでございます。岩井の臨海学校は4年生で行っていたのですが、そちらのほう、7月では実施ができないというほうで決定をいたしました。

科学教育センター関連につきましては、今、いつもご指南いただいている大妻女子大学の先生とも相談しながら、できる限りでの実施をどう考えていくかということで、相談を重ねているところでございます。

中学校・中等教育学校におきましても、実際にもう4月段階のもの、春、1学期段階のものでは、きっぱりと中止にしたものもでございます。ただし、まだ9月以降可能性があるものにつきましては、今のところ検討を重ねているという状態でございます。

裏面に入りまして、幼稚園・こども園の合同こども会につきましては、教育委員の皆様にも毎回ご出席を頂いているところですが、今年度はまだ時期もありますので、一応実施は検討中という形になっているところでございます。連合作品展についても同様な扱いで、都の公美展のほうが現在の段階においては実施予定でございますので、連動しているというところでございます。

その他につきまして、全国学力・学習状況調査のほうは、文科省のほうからの調査ですが、これは中止が出ております。東京都のほうは「児童・生徒の学力向上を図るための調査」、こちらも中止ということで出ております。また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査につきましても中止という形で出ています。ただし、東京都の生徒体力・運動能力・生活・運動習慣等調査につきましては、一応希望する学校は実施という形になっておりますが、今の段階では現在のところ実施は難しいというところで、手を挙げている学校はないという状況でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

ということで、本年度の事業は相当に難しいという状況が見えますが、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

中川委員。

中川委員

秋の、小学校なのですけれども、孺恋の自然体験教室は実施予定ということになっていきますけれども、どういう状況だったら実施できるというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

指導課長

こちらの孺恋の自然体験につきましては、5年生が春と秋で行くと。春にキャベツや芋の苗を植え、夏を越して、また向こうの学校と関わるという意

味も含めて行くということでございます。春のほうに関しましては、早々に中止せざるを得ないということで中止をしたのですが、10月につきましては、今、県をまたいで移動というのはなかなか許されていない状況でございますけれども、そういうものがある程度、第2波もまだ来ないで、ある程度東京都の状態も落ち着いているという状況であれば、東京都内の各状況も鑑みながら、実施できるかどうかを、落ち着いた状態であるということを前提に実施するということになるかなというふうに思っております。

幸い施設である東海大の宿舎のほうは結構部屋は多く取れるようなところもありますので、部屋に入ってしまうけれども、そう密にはならない前提もあるのかなというふうには思いますが、やはり予測できない状態、発生から1年たたないような状態ですので、慎重にはならざるを得ないのですが、修学旅行と同様、こういった行事の中で育つ子どもたちもおりますので、そういった意味では慎重に検討していきたいなというふうに考えております。

坂田教育長
中川委員
坂田教育長

はい。
何も起こらないといいなと思います。
そうですね。ありがとうございます。
ほかにもございますか。

金丸委員

金丸委員。
麴町中学校の選択型合宿ですけれども、多分今までの麴町中学校のシステムから行くと、結構重要なポジションになっていたかのように理解しているのですね。そうすると、これがなくなってしまうときの代わりみたいなものを何かお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

指導課長

ご指摘ありがとうございます。まさに今、検討の佳境であるということです。もう既に教育委員の先生方には、この合宿がいかに麴町中学校において重要な位置を占めているかということをご理解いただいていると思います。指導課としてもそれは理解しておりますので、今現在協議をしながら、遠くに行かなくてもうまくできないかとか、プログラムをどうするか、あまり長くやらずに短縮でうまくできないかということについて、現在、検討しておりますので、これもやはり感染等のことに最大限の配慮を図りながら実施をする方向で今考えているというところでございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。
ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長

それでは、この報告は以上とさせていただきます。
続きまして、九段中等教育学校から、多子世帯における九段中等教育学校授業料の支援についてということでございます。

九段中等教育学校経営企画室長

企画室長。
まず、目的ですけれども、所得制限により就学支援金を受けられない世帯の中で、子どもを3人以上扶養する世帯に対して、経済的支援、そして少子

化対策を行うために、九段中等でもこういった授業料の免除を行うということでございます。

まず、就学支援金というのは、下にも書いてありますように、授業料として9,900円、毎月取っているわけなのですけれども、そういう中で、国の施策として高校の授業料無償化を引き継ぎまして、今は世帯年収の目安が910万円の未満の方につきましては、就学支援金ということで授業料が免除されるという制度でございまして、その免除されない授業料を払っている方々に対して、子どもが3人いればその助成を行うというような内容でござい

ます。

制度の概要ですけれども、まず、その就学支援金の対象とならない910万円以上の世帯に対して、23歳未満の子どもが3人いるという家庭、それを多子世帯と申しまして、そういった場合に授業料を半額にする、2分の1の減額にするということで、ご覧のように年間12万円ほどになるわけですが、それが半額になるというような状態でございます。

これにつきましては、東京都が4月1日からこういった制度を始めるとい

うことに対して、千代田区につきましても同様の対応を行うということでやる次第でございます。

対象となる世帯等でございますけれども、中等の後期課程の授業料を負担している世帯ということで、現在、後期課程が450名ほど、割合で言えば約6割いらっしゃいます。そして多子世帯、3人以上のご家庭が、国の国勢調査の直近のデータによりますと約9.4%ということで、そういうことを計算すると25名ほどということで、後期課程の3学年に対して25名ほどが対象になるというふうに予定しております。

これに伴う影響ですけれども、半額の2分の1減額ということで、150万円ほどの授業料が入ってこなくなるということですが、これに対して、今、東京都と折衝しておりまして、金額は未定でございますけれども、ある程度補填されるというふうに予定をしております。

また、この減額の期間でございますけれども、基本的には4月から3月と

いうことの年度でやって、そして始まりにつきましては、都立学校と同様に4月からということで遡って実施するということです。

基本的には減額申請を出した日というか、区のほうで受け付けた日から年度を越えない、つまり年度内の3月までという形になっておりまして、そういう中で、例えば新しく4年生になった人は、4月に本来そういうのを届出して、そして就学支援金が受けられるか受けられないか確認をして、そして受けられればもちろん授業料はないですけれども、受けられなかった場合は、その結果が6月30日を過ぎてしまいますけれども、今年度はこういった学校が臨時休業ということもございまして、通知があった日から30日以内ということで、分かった日からやっていただければ就学支援金の申請をした月から減額が受けられるという対応を今年度限りはしたいというふうに考えております。

今後のスケジュールでございますけれども、この6月中に制度の周知を図りまして、そして減額申請の受け付けを行うと。そして来月には各世帯そういった対象の世帯を決定して減額の開始をしたいというふうに思っております。

説明については以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

ご質問ございましたらお願いをいたします。

金丸委員。

金丸委員

今、ざっと読んでいて、きちんと読んでいないから分からなかったのかもしれないけれども、この4の授業料の減額期間というところの2番目の丸のところ、「減額申請書を受理した日の属する月から年度を越えない範囲」ということになると、例えば6月に申請をすれば6月からということで、4月、5月は対象にならないようにこの文面だと読めるのに対して、その下側のところを見ると、令和2年6月末までに申請した場合は、令和2年4月分の授業料からということで、上と下がちょっと何か矛盾しているかなというふうに思うのですが、それをどういうふうに読むかということと、それに関連して、ただし書で、「不認定になった者の減額の始期は、」というところがあって、これは不認定がなされたときから後に受理をして、その受理したときからということなのではないかという気がするのですが、この3つの読み方を教えてください。

坂田教育長

はい。お願いします。

九段中等教育学校経営企画室長

基本的には減額申請をした月からが本来の期間になると。ただし、今年度創設という制度でございますので、今回、6月までに出していただいたものについては4月に遡って対象としますよというのが、まず1点でございます。そういった中でも、例えば、今回4月、5月が休みだったということもございまして、就学支援金が受けられると思って、その申請をしたのだけれども、結果的にはじかれてしまったと。要は授業料を払うことになってしまったという場合は、そういったときにはその通知が出た日から30日以内に出していただければ、申請をした月からということで、これをもらえる予定だったから払う必要がないと思っていたのですけれども、結果そうではなかった。でもそういう人でもそれに対して結果が分かって払うことになったというところであれば、その支援金を申請した月からは2分の1に減額しますよという、これもただし書のただし書みたいな感じなのですけれども、そういった立てつけにしております。

教育担当部長

補足で説明します。4月から就学支援金の対象となるだろうと思って、今年度の4月から申請した場合に、今年は遅れていますけれども、7月頃に不認定の通知が来たと。その場合、4月から授業料を払わなければいけないのですけれども、30日以内に申請してもらえれば、4月から就学支援金を申請しているのです、その月から2分の1減額の対象になりますよという意味だと思うので、不利にはならない。

これはずっと今後続く制度なわけですがけれども、本来は、新4年生、要は高校1年生については4月にまず申請をするわけですね。そのときの課税票とかというのは、例えば今年で行けばおとしので、7月になると、要は6月には去年のものが出ますので、また7月に申請するという形になるのですがけれども、だから、基本的には4月に申請を一般的にはするわけなのです。ただ、今回たまたま4月、5月がこういった形で遅れてしまったために決定が7月あるいは8月にずれ込んでしまうということもあり、これをこのまま読めば6月からということで、4月、5月が対象外になると。

坂田教育長
教育担当部長

はい。お願いします。

金丸先生おっしゃるように、書き方が複雑になってしまっているのですがけれども、今年度に限っては、この新型コロナの関係で学校の始まる時期が延びてしまったということで、通常の年度の申請月よりずれてしまっていると。普通は4月に申請して、4月に決まって、4月から授業料なしですよ、そうではない場合は2分の1ですよとすんなり行くのですがけれども、今年度に限っては4月まで遡ってほかの人と同様な処理をしますよと。確実にそういう運用はしていきますので、その辺ご理解いただいて、著しく不利を被るような状態にならないように気をつけてまいります。

金丸委員
坂田教育長

よろしくお願いします。

はい。ありがとうございます。

これはコロナ対策ということではなしに、今後の対応ということでございますので。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、このような制度をつくって運営していきたいというふうに思います。

以上で報告事項は本日は終わりでございます。

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(6月20日号)掲載事項

坂田教育長

それでは、その他の事項に参ります。

まずは、教育委員会行事予定表でございます。

総務課長。

子ども総務課長

今回、行事予定表につきましては、6月10日から7月21日までのものを掲載してございます。行事もまだ少のうございますが、指導課訪問につきましては実施をするというところで予定が入ってございますので、ご確認をお願いします。

坂田教育長

それでは、併せて広報千代田。

子ども総務課長

広報千代田のほうも資料をご覧ください。

6月20日号の広報千代田なのですけれども、生涯学習・スポーツ課のほうから、生涯学習団体1日公開講座事業というものの募集について広報が載るといふところがございます。

以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

いずれにしても、教育委員会行事も未だにさっぱりしておりますが、学校の再開に伴って指導課訪問がこれから始まりますよということでございます。

コロナ後の予定が、明けからの通常業務ということになりますので、また学校がどのようなスタイルでもって学校運営をしているかということが1つ興味深いところだろうというふうに思います。ただ、指導課訪問は相当タイトでございますので、それぞれ全てに出席ということではなしに、していただくにこしたことはございませんが、それぞれ個別の事情がございましたら、前もってご連絡を賜ればというふうに思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

何かご意見等ございましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

各学校の予定表を見ますと、今週は例えば1、3、5で、明日は2、4、6ですか、というような形で決めて、来週になると今度は出席番号の偶数と奇数で分けて入るような形になっているところがほとんどのものですけれども、出席していない子たちに対してはリモートみたいな形で授業をやっているのでしょうか。そうではなくて、それは宿題みたいな形で処理されているのでしょうか。

指導課長

最初の点なのですけれども、来週以降はもう皆来ます。

金丸委員

今週はですね。

指導課長

今週まで、先週と今週がそのように、番号とか、いろいろなもので分けた分散登校という形でやっておりますので、来週以降、時間はそんなに長くからは始めないと思うのですけれども、全員集まってという形になっていきます。

登校日になっていない子どもに関しては、やはり今までどおり学習予定表を出しながら、オンラインでの朝の会、オンラインでの授業も大分先生たちは回数を重ねてアイデアを出し合って、そういった機運が高まっていますので、かなり小まめにやってチャレンジをしていただきながら実施しています。ただそれを全部やるということにはいかないもので、ところどころやはり予定表の中に、こういう自習とか、自主的な学習も取り入れて進めていくと。そういう形で今進んでいるところでございます。

金丸委員

ありがとうございます。

坂田教育長

ほかにございますか。

長崎委員。

長崎委員 来週から一応皆での授業が再開されてということなのですが、体育だったり、家庭科の調理実習だったり、音楽の授業だったり、いろいろ考えなくてはいけないみたいなのですが、部活も始まるような話も聞いているのですが、その辺の基準というのはどうなっているのでしょうか。

指導課長 最初の体育、音楽、家庭科に関しましては、明確に国のほうからこういう活動は自粛しなさいということで、感染症対策の中の主なものとして記載をされています。ただ、それもどの程度間隔を取るかとか、そういったところにもよりますので、今やらないほうがいいだろうというものは控えていただくようにこちらからも指示というか、話は校園長会を通して、しているところでは。

部活動ですね。部活再開についてですけれども、これについても、やはりその部そのものの動きをするというよりは、基礎的なトレーニングを考えながらやってくださいということです。例えばラグビーなどというものはそのままできないで、イメージトレーニングをしながら走るなどという練習をしたりとかしているようなのですけれども、やはりそこは体を動かすことの意義等を考えながら、それに今の時期にできることを考えた上での部活という形で捉えていただければというふうに思っていますし、こちらのほうからも校園長会を通して、そのようにお話をしているところです。

長崎委員 ありがとうございます。

坂田教育長 金丸委員。

金丸委員 これから、今日もそうですけれども、大分気温が高くなってきて、授業を教室でやるときに、マスクをすることによって熱中症の問題が出てくる。その辺の段取りについてはどんなふうなご指導をされているのでしょうか。

指導課長 ご指摘のとおり、感染症対策と熱中症対策がクロスしてしまっていて、重なった対応が求められる部分というのはかなり想定をしていかななくてはならないというふうに思っています。ですので、マスク1つとっても、体育の授業で中国のほうで痛ましい事故がありましたけれども、ああいうことを含めながら、やはり外したりつけたりということを考えながらやることも必要ですし、もう既に熱中症対策としては、子どもたちのほうに学校のほうへ水筒を持ってこさせる等のことはしながら、やはりこれからは暑さのほうにもきちんとシフトをしながら考えていかなければならないというふうに捉えています。

校長会のほうでは、今、自主的に校長会がリモートで開かれていて、オンラインで話をしているところなのですが、やはり校園長先生方の中には、そういった暑さ対策もよりしていかななくてはならない場面に来ていると。特にこの暑くなり始めた今日あたりのところです。出席状況なども調べているのですが、先週よりもやはり今週は少し休みが増えるのです。それはやはり体力的に疲れていたりとか、暑さ負けしたりとかしている。その状況の中でまた学校がフルで稼働していくとなると、暑さ、コロナ、体力、そういったところも考えながら、一つ一つ着実に配慮をしながら、あまり急がせる

ことなく、しっかりとやっていくことが必要ではないかなというふうに思っています。熱中症に関しては熱中症についての注意喚起はしているところがございますので、そこら辺はしっかりと図っていきなというふうに思っています。

坂田教育長

はい。よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

中川委員

中川委員

コロナ後とか、第2波が来たらどうしようとか、そういうこともあるのですが、すけれども、やはりいろいろなことを考えていると、教室や何かの造りとか、もうすごく、やはり重要だなというふうに思うのですね。お茶小も今建て替えをやっていきますけれども、周りの方たち、あそこの協議会の中では、オープンスペースではない教室になるべくしてほしいみたいな希望が出ていたのですが、いろいろなことを考えてくると、やはり応用が利くとか、それからそういう感染しないにはどうしたらいいかということを考えたレイアウトにしないといけないと思うのですね。お茶小もまだ間に合うところはそういうことまで考えていただきたいということがあるのと、今度は和泉とか番町とかになってきますけれども、そういうときの考え方の基礎というのも少し変えないといけないのかなというのを感じています。

子ども施設課長

お茶の水小学校、現在、新築工事に入るところでございますが、教室の間仕切りに関しましては、開けることもできる、全開できる形の間仕切りになっています。一応協議会の間では固定のほうが集中力が高まっていいのではないかとご指摘だったのですが、そこら辺に関しましては、こちらの教育委員会でも協議してもらいましたし、ご意見ももらいましたが、オープンにもできるし閉じることもできるというような教室の間仕切りに18教室分ですか、そういった形になっているというのが状況です。

今後の学校の建築の計画ということでございますが、これに関しましても、多様な教育需要に対応ができるということで、今そういった形でやっていますので、今後に関しましても、この方式というか、こういったことがベースとなってやっていくことになっていくのではないかなと思います。

中川委員

はい。

坂田教育長

部長、補足をいいですか。

教育担当部長

コロナ後はアフターコロナで新しい生活様式、ニューノーマルみたいな形で、まだ全然分からないのですが、例えばクラス編製の基準だとか、学校の施設整備の指針だとか、その辺、今、40人学級がもっと減るとか、教室の広さの基準ももっと広くしろとか、そういうふうにもしかしたら変わってくる可能性もあると思うのですが、それは文科省がこういう基準で学校を造りなさいよ、こういう基準でクラス編制しなさいよということがあれば、もちろん対応しなければいけないのですが、この狭い敷地に学校を建てている千代田区の現状を考えると、どういう対応がいいかなというのは考えていかなければいけないと思うのです。今、例えば4階、5階以上

に教室を造ってはいけないとか、そういう基準もあるのですけれども、意見照会みたいなきことがあったときに、この都心区の現状に合わせた新しい生活様式というのですか、そういった学校造り、都心区特有の悩みもありますので、そういうところも発信していかなければいけないというふうに考えています。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

そうですね。クラスの、今、部長が言われたように、コロナを経験しての様々な基準というのがありますし、またこれまで積み上げられてきた教室の造り方というか、とりわけ主体的、対話的な教育ということを今回は指導要領で強く言われて、これからの指導の方法、学習の内容というのが変わってくるというときのクラスの作り方というのを意識していけないといけないという意味では、オープンのものというのは相当活用しやすい環境というふうにも言われていますし、また一方では、やはり集中力がというふうに言われますけれども、集中力、子どもにとってはあまり注意が散漫になるということもないようにも聞きますし、いろいろ検証しながら勉強させていただいて、今後の学校造り、校舎造りに向かっていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

ほかにございますか。

中川委員

もう1つだけ。

坂田教育長

はい。

中川委員

教科書の検定のことなのですけれども、九段中等教育学校は6年間通して、ずっと同じ教科書会社、体系で学んでいきたいということが出てきた場合に、ほかの2校の中学校と、もしかして違いが出てくるのではないかなというのがあるのですけれども、それに対してはどういうふうに。

坂田教育長

指導課長。

指導課長

九段中等の教科書採択は、九段中等が後期課程の採択を行う。うちの在来2校と九段中等の前期部分に関しての教科書を私たちが採択する。

中川委員

なりますよね。それは九段中等学校のほうではそれでいいのでしょうか。

指導課長

教科書採択において選ばれる本というのは、検定を受けている本です。それがもともとどっとなっているのは学習指導要領になりますので、そこにおいては、基本的には、どの教科書を選んだとしても、学びのほうとしては保障されていくという考えになります。

傾向性として、例えば中学校で高校でというもので、この組合せのほうが一番ベストミックスであろうというところは考えられるとは思いますが、そういった意味で、中等教育学校のほうからも先生方は本を見ていただいて意見が上がってきますので、そういったところを私たちは見ながら検討して決定していくというような流れになるのかなというふうに思います。基本的にはどの教科書を選んだとしても、その学びは保障されるというスタンスから、違いがあってもベストミックスを求めるほうが効果が高いというところを見ることは考えられると思うのですけれども、教科書採択の仕

組みにおいては、本区において、ちょっと特殊な例だと思うのですが、中等も含めて前半の部分は3校の部分を選択する。そして、高校の部分については九段中等が独自で選択する。そういう仕切りの中で続けてきているというのが現状になっているところでございます。

中川委員 例えば数学などは特にそうではないかと思うのですが、6年間通してというか、中学の部分と高校の部分というものの接続みたいのが結構あるのではないかなと思うのです。それでも、教科書会社が変わることによって多少接続がうまくいかない部分が出てきたとしても、それはそれでいいと考えていらっしゃるのですか。

指導課長 今回のところ九段中等の先生方から、そういうようなお声は来ていません。ですので、九段中等のほうからも選定委員になっていただいて協議をしていますので、恐らくその中で出てきた意見がそういうものがあれば、その協議の中でそういうことは生かされてくると思いますし、恐らく今までもそういう意見は出ていたのではないかなというふうには推察はされます。

ですので、教科書選定委員会のほうで出てくるものをちょっと待っていただいて、またそういう目で教育委員の先生方も教科書今、中川先生がおっしゃっていただいたような観点で見えていただくこともまた大事なことであるのかなというように思いますが、実際に高校の部分までは前期課程の先生方が目を通すというところには至らないので、実際には中学校の部分をしっかり見ていただいて、これが子どもたちにとって使うにはベストであるというようなものを選ぶということが、子どものしっかりとした学びの保障につながると思います。

中川委員 今まで問題が起きたことはないですが、疑問を感じてしまったのです。

指導課長 はい。大変ありがたいご意見だなというふうに思っています。そういう観点というのは小中高の一貫した学びというものにつながっていきます。ただ、1つ安心できるのは、今回の学習指導要領の改訂は、中学校と高校の学びが分離されていないのです。今まで言っている、学びに向かう人間性と思考力・判断力・表現力と知識・技能、この3本の柱で全て貫き通された観点で教科書が構成されて、学びが構成されてくるので、そういったずれが一番、過去の教育上にはない理屈になっているというか、そういう構造になっています。これから高校の教科書は、来年度、変わっていくわけなのですが、そういった意味では、より学び方とか創造性とかが重視されたような教科書の構成になっていきますので、そこに関してはかなり安心して見られるのではないかなというふうに見ているところです。

中川委員 はい。ありがとうございました。

坂田教育長 はい。それでは、報告事項、その他事項を終わりましたので、以上をもって日程は全て終了いたしました。

本日の定例会はこれにて閉会をいたします。どうもありがとうございました。